

「インターネット通販及び輸出入分野における知的財産権
の法執行強化に係る実施弁法」の印刷・配布に関する市場監
督管理総局 公安部 農業農村部 税関総署 版權局 知識産権
局の通知

国市監稽〔2019〕82号

「インターネット通販及び輸出入分野における知的財産権の法執行
強化に係る実施弁法」の印刷・配布に関する市場監督管理総局 公安
部 農業農村部 税関総署 版權局 知識産権局の通知

各省、自治区、直轄市の市場管理監督、公安、農業農村、版權、知
的財産権主管部門、税関総署 広東分署、各直屬税関：

「企業の関心事への照準 ビジネス環境最適化政策実施のさらな
る推進に関する国務院弁公庁の通知」（国弁発〔2018〕104号）を徹
底、実施し、知的財産権保護体系の整備を加速し、インターネット
通販及び輸出入分野における知的財産権侵害をめぐる違法犯罪行為
の厳格な調査・処分を行うため、市場監督管理総局、公安部、農業
部、税関総署、版權局、知識産権局は共同で「インターネット通販
及び輸出入分野における知的財産権の法執行強化に係る実施弁法」
を制定し、ここに印刷、配布する。業務と結びつけて実施を徹底さ
れたい。

市場監督管理総局 公安部

農業農村部 税関総署
版 権 局 知識産権局

2019年4月8日

(この文書は公に発表する)

インターネット通販及び輸出入分野における知的財産権の法執行強化に係る実施弁法

インターネット通販及び輸出入分野における知的財産権の法執行を強化し、知的財産権侵害をめぐる違法犯罪行為の厳格な調査・処分を行い、部門間の協力連携を密にし、知的財産権の法執行能力をよりいっそう高め、権利者の合法的権益及び公平な条件の下で競争できる市場環境を守るため、本実施弁法を制定する。

一. 法執行管理監督の法による強化

第1条 関連行政法執行部門及び公安機関は、法執行の職責を真摯に果たし、インターネット通販及び輸出入分野に対する日常の管理監督を強化し、商標権、専利権、著作権、育成者権、地理的表示、営業秘密等の侵害をめぐる違法犯罪行為の法に基づく厳格な調査・処分を行わなければならない。

第2条 インターネット経済の発展の新業態に注目し、知的財産権侵害をめぐる違法行為の新たな状況、問題を速やかに発見し、法執行管理監督措置を充実し、知的財産権を侵害する違法犯罪事件を法により調査、処分し、健全に発展するネット取引環境を守る。

第3条 「双随机、一公開」（無作為な抽出検査・無作為な検査員派遣、結果の公開——訳注）による管理監督の基礎的役割を十分に発揮させ、「双随机」検査とその他特別検査との兼ね合いを適正に図り、検査で見つかった知的財産権をめぐる違法問題については、処罰の度合いを法により強め、法執行管理監督による抑止力を強化する。

二. 手がかりの入手ルート開拓

第4条 苦情申立て・通報ホットラインの役割を十分に発揮させ、円滑な社会の苦情申立て・通報ルートを実現し、苦情申立て・通報受理処分及び奨励メカニズムを充実させ、社会公衆が知的財産権侵害をめぐる違法行為の手がかりを進んで通報するよう奨励し、社会監督の役割を十分に発揮させる。

第5条 関連部門のネットワークモニタリング情報化プラットフォームの役割を十分に発揮させ、ビッグデータ、クラウドコンピューティング、モバイルインターネット等の新たな技術の法執行管理監督への応用を強化し、ネットワーク取引データの分析・検討評価及び違法行為の手がかりのスクリーニング・発見能力を高める。

第6条 市場調査及び自己権利保護における知的財産権の権利者の役割を十分に発揮させ、法執行部門と権利者との意思疎通・連絡メカニズムを構築し、権利者が発見した知的財産権をめぐる違法行為の手がかりを速やかに取得し、調査・処分業務を適切に行う。

三. 法執行の協調連携の強化

第7条 知的財産権侵害をめぐる違法行為のオンライン・オフライン一体化、チェーン化の特徴に焦点を合わせ、手がかりの発見、発生源の遡及、加害行為地の調査・処分メカニズムを構築、整備し、違法行為の手がかりから着手し、販売ネットワーク及び生産の源を追跡調査し、知的財産権侵害行為に対してチェーン全体における調査・処分を行う。

第8条 区域間の法執行における協力を強化し、法執行部門は、発見した管轄区域以外の事件の手がかりについて、管轄権を有する部門に速やかに引き渡して処理しなければならない。複数の区域に及ぶ、知的財産権侵害をめぐる違法事件については、関係の法執行部門は、共同の調査・事件処理を強化しなければならない。必要に応じて手がかりの発見地の法執行部門は、上級部門に調整・指導を求めることができる。

第9条 部門間の情報共有を強化し、関係の行政法執行部門は、生産、販売、輸出入段階において調査・処分を行った権利侵害物品、違法主体等関連の情報を速やかに通報し、権利侵害違法行為に対して追跡・遡及を行い、国内の市場管理監督及び国境対策を充実し、権利侵害物品の販売ネットワーク及び越境流通チェーンを一掃しなければならない。

四. 行政法執行と刑事司法との連携の強力な推進

第10条 行政法執行部門は、知的財産権侵害をめぐる違法行為の調査・処分過程において、違法事実に犯罪の嫌疑があることを発見した場合、関連の規定に従い公安機関に移送しなければならない。公安機関は、事件を受け付けるとともに、関連の規定に従って処理しなければならない。

第11条 公安機関は、事件の調査・処分において発見した、知的財産権侵害をめぐる違法行為の手がかりについて、行政法執行部門に速やかに通報しなければならない。行政法執行部門は、法により精査し、処理する。

第12条 行政法執行部門と公安機関は、協力・連携を強化し、検証・鑑定、権利侵害の判断、調査・証拠収集等の面における各自の優位性を発揮させ、法執行の取締りの効果を高めなければならない。

五. ソーシャルガバナンスメカニズムの充実化

第13条 行政法執行部門及び公安機関は、知的財産権の権利者との協力を強化し、意思疎通・連絡メカニズムを充実し、権利侵害調査、物品鑑定における権利者の役割を十分に発揮させ、権利者が知的財産権の法執行業務に協力しこれを支援するよう促さなければならない。

第14条 行政法執行部門及び公安機関は、電子商取引プラットフォームとの協力を強化し、電子商取引プラットフォームから提供された知的財産権侵害の手がかりを十分に活用し、事件に係る情報の精査、商品の行方の追跡、関連の証拠の保存措置等の業務を適切に行い、違法犯罪行為に対する的確な取締りを実現しなければならない。

第15条 行政法執行部門及び公安機関は、業界団体、商工会議所等業界組織との意思疎通・連絡を強化し、業界の動向及び知的財産権侵害をめぐる重点問題を速やかに把握し、法執行措置を検討、立案し、業界組織の自主規制が働くよう支援し、知的財産権侵害をめぐる違法犯罪活動を共同で防止し、取り締まらなければならない。

六. 業務保障制度の構築

第 16 条 事件内容協議制度を構築し、情状が重く、性質が劣悪であり、又は判断が難しく複雑である知的財産権侵害事件について、行政法執行部門は、公安機関と合同作業部会を組織し、事件内容を共同で検討し、調査・証拠収集措置を立案し、事件の調査・処分業務の円滑な実施を確保することができる。

第 17 条 データ統計制度を構築し、知的財産権法執行データの統合・マイニングを強化し、知的財産権侵害行為の特徴及び法則性を掘り下げて分析し、知的財産権をめぐる違法犯罪情勢を全面的に検討、評価し、知的財産権をめぐる法執行政策措置の制定に根拠を与える。

第 18 条 専門家コンサルティング制度を構築し、知的財産権の法執行事件処理業務の実際の需要に基づき、法執行事件処理のベテラン、法曹・有識者、検証・鑑定担当者からなる専門家バンクを構築し、法執行事件処理業務に政策指導、法律コンサルティング、技術支援を提供し、法執行・事件処理水準の向上に努める。

出所：

2019 年 4 月 8 日付け国家市場監督管理総局ウェブサイトを基に JETRO 北京事務所日本語仮訳を作成

http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/zfjcj/201904/t20190418_292976.html

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。